

奈良県公契約条例に係る過料処分に関する処理基準

第1 目的

この基準は、奈良県公契約条例（平成26年7月奈良県条例第11号。以下「条例」という。）第16条の規定に基づく過料処分を行う場合の基準を定めることにより、過料処分の公正の確保と透明性の向上を図り、もって条例の適正かつ円滑な執行を行うことを目的とする。

第2 過料処分の適用

条例第16条各号の規定の適用については、別表のとおりとする。ただし、同条第1号、第3号及び第4号の規定（別表アの(1)、ウの(1)及び(3)並びにエの(1)に該当する場合に限る。）は、県が期限を定めて文書で督促しても、当該期限内に督促に係る報告が提出されない場合に適用するものとする。

2 過料処分は、特定受注者が条例第16条各号に該当する行為を行う都度適用する。ただし、次のいずれかに掲げる場合にあっては、一の違反行為として適用する。

- (1) 条例第16条第1号及び第4号の適用に関し、1回の報告において、複数の事業者（特定受注者及び特定下請負者等をいう。以下同じ。）について報告がないとき、虚偽の内容が複数の箇所に及ぶとき、又は一部の事業者について報告がなく、その他の事業者について虚偽の報告をしたとき。
- (2) 条例第16条第2号の適用に関し、1回の立入調査において、別表イに掲げる複数の行為が同時に行われたとき。
- (3) 条例第16条第3号の適用に関し、1回の報告において、虚偽の内容が複数の箇所に及ぶとき、又は一部の箇所について特定公契約に係る第6条第2号アからオまでに掲げる事項の遵守のために必要な措置と認められず、その他の箇所について虚偽の報告をしたとき。

第3 弁明の機会の付与

地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の3第1項の規定に基づく弁明の機会を与えるときは、弁明書の提出により行うものとする。

第4 施行時期

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第2関係）

過料処分基準

条例の該当条項	適用する場合
ア 条例第16条 第1号関係	<p>条例第12条の規定による賃金支払状況等の報告（特定下請負者等から報告がない旨の報告を含む。）について、特定受注者が、次のいずれかに該当したとき。</p> <p>(1) 特定受注者が、規則で定める時期までに、知事に対し、報告の全部又は一部を提出しないとき。</p> <p>(2) 特定受注者が、故意に真実と異なる内容を記載し、又は特定下請負者等に係る報告内容を改ざんし、特定下請負者等に教唆することにより真実と異なる記載をし、若しくは報告内容が真実と異なることを知りながら報告したとき。</p>
イ 条例第16条 第2号関係	<p>条例第14条の規定に基づき知事が行う特定受注者又は特定下請負者等の事業所又は作業場に係る立入調査において、特定受注者が、次のいずれかの行為を行い、立入調査を行う職員の指示に従わなかったとき。</p> <p>(1) 直接、当該立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。</p> <p>(2) 特定下請負者等に対して指示又は教唆することにより、(1)と同様の行為を行わせたとき。</p>
ウ 条例第16条 第3号関係	<p>条例第15条第2項の規定に基づき知事に対して行われる特定受注者に係る講じた措置及びその結果の報告において、特定受注者が、次のいずれかに該当したとき。</p> <p>(1) 特定受注者が、知事が定めた期限までに、知事に対し、報告の全部又は一部を提出しないとき。</p> <p>(2) 特定受注者が、故意に真実と異なる内容を記載したとき。</p> <p>(3) 特定受注者の講じた措置が、特定公契約に係る第6条第2号アからオまでに掲げる事項の遵守のために必要な措置であると認められないとき。なお、必要な措置とは、同号アに掲げる賃金の支払及びイからオまでに掲げる手続のほか、法令及び監督当局の指示に基づいて採られた措置を含むものとする。</p>
エ 条例第16条 第4号関係	<p>条例第15条第3項の規定による講じた措置及びその結果の報告（特定下請負者等から報告がない旨の報告を含む。）について、特定受注者が、次のいずれかに該当したとき。</p> <p>(1) 特定受注者が、知事が定めた期限までに、知事に対し、報告の全部又は一部を提出しないとき。</p> <p>(2) 特定受注者が、特定下請負者等に係る報告内容を改ざんし、特定下請負者等に教唆することにより真実と異なる記載をし、又は報告内容が真実と異なることを知りながら報告したとき。</p>